



# ことのはニュース

風薫るさわやかな季節となりました。

2021年5月号のニュースレターをお届けします。

掲載内容に関してご不明な点等があれば、当事務所までお問い合わせください。



社会保険労務士法人ことのは

神奈川県横浜市中区海岸通4丁目23マリンビル3階309

TEL : 045-264-8970 / FAX : 045-264-8971

ホームページ : <http://www.sr-kotonoha.or.jp/>



# 今国会で審議が進められる 男性育休取得促進等

厚生労働省が行った令和元年度雇用均等基本調査によると、男性の育児休業（以下、「育休」という）の取得者の割合は7.48%となり、平成30年度の6.16%と比較すると上昇はしているものの、その上昇幅はわずかに留まりました。少子高齢化を止めるためにも男性の育休取得促進は最重要の政策となっており、今国会では以下の法改正（主だったもの）が審議されています。



## 1. 男性育休取得促進策

### ①出生時育休の創設

子どもの出生後8週間以内に、4週間まで取得することができる柔軟な育休の枠組みが創設される予定です（出生時育休）。出生時育休では、より休業を取得しやすいように、休業の申出期限を原則休業の2週間前までとし、2回に分割して取得することができるよう検討されています。

また、労使協定を締結している場合に、従業員と事業主の個別合意により、事前に調整した上で出生時育休中に就業できるようにすることも改正法案に含まれています。

### ②雇用環境整備と個別の周知・意向確認義務

妊娠・出産をした従業員や、配偶者が妊娠・出産をした従業員が申し出たときに、個別に育休等の制度の周知および育休の取得意向の確認のための措置を講ずることが、事業主に義務づけられる予定です。

### ③育休の分割取得

現行の育休は、一定の事由がない限り1子につき1回のみの取得です。これを分割して2回まで取得することができるようになる予定です。

### ④育休取得状況の公表義務付け

常時雇用労働者数が1,000人超の企業に対し、育休取得状況の公表が義務付けられる予定です。

### ⑤有期雇用労働者の取得要件の緩和

有期雇用労働者の育児休業および介護休業について「事業主に引き続き雇用された期間が1年以上である者」という取得要件が廃止される予定です。ただし、労使協定を締結した場合には、無期雇用労働者と同様に、引き続き雇用された期間が1年未満である労働者を対象から除外することができるよう検討されています。

## 2. 社会保険関係の改正

1. の変更に伴い、雇用保険の育児休業給付に関しても必要な変更が行われ、また、出産日のタイミングによって育児休業給付の受給要件を満たさなくなるケースを解消するため、被保険者期間の計算の起算点に関する特例が設けられる予定です。

さらに、短期の育休の取得に対応するため、月内に2週間以上の育休を取得した場合には、その月の社会保険料が免除されるようになり、賞与に係る社会保険料については1ヶ月を超える育休を取得している場合に限り、免除の対象とすることも検討されています。

4月13日現在、国会で審議が行われている状況ですが、成立後には就業規則（育児・介護休業規程等）の大幅な変更が必要になる内容であるため、事前に概要を確認しておきましょう。なお、改正法が成立すると2022年4月以降、複数回に分けて施行される予定です。

※2021年4月13日現在の情報に基づき作成しています。



# 次世代法の一般事業主行動計画策定と指針改正

次代の社会を担う子どもが健やかに生まれ、育成される環境を整備するために、国、地方公共団体、企業、国民が担う責務を明らかにすることを目的として次世代育成支援対策推進法（以下、「次世代法」という）が制定され、2005年4月1日に施行されました。当初は10年間の時限立法でしたが、法改正により2025年3月31日まで10年間延長されています。さらに、2021年2月には次世代法に基づく行動計画策定指針（以下、「指針」という）が改正され、2021年4月1日に適用となることから、ここでは次世代法の内容と改正された指針について確認します。



## 1.行動計画の策定

次世代法では、常時雇用労働者数101人以上の企業に対し一般事業主行動計画（以下、「行動計画」という）を策定し、一般への公表および従業員への周知を求めており、さらに行動計画を策定した旨を、都道府県労働局に届け出ることを義務としています（100人以下の企業は努力義務）。

行動計画の内容は各企業で検討し、決定することになりますが、従業員の仕事と子育ての両立を図るために雇用環境の整備や、子育てをしていない従業員も含めた多様な労働条件の整備などに取り組むにあたって、「計画期間」、「目標」、「目標を達成するための対策の内容と実施時期」を盛り込むことになっています。

## 2.行動計画策定指針の改正

行動計画の策定においては、指針の「一般事業主行動計画の内容に関する事項」に掲載されている項目を参考にするとよいでしょう。

今回の改正により、「不妊治療を受ける労働者に配慮した措置の実施」として、以下の内容が盛り込まれました。

- ① 不妊治療のために利用することができる休暇制度（多目的休暇を含む）、半日単位・時間単位の年次有給休暇制度、所定外労働の制限、時差出勤、フレックスタイム制、短時間勤務、テレワーク等の導入や、その他の措置を講ずる。
- ② ①の場合、以下の取組みを併せて行うことが望ましい。
  - ・両立の推進に関する取組体制の整備
  - ・従業員に対するニーズ調査と、その結果を踏まえた措置を講ずること
  - ・企業の方針や休暇制度等の具体的措置について従業員への周知、社内の理解促進、相談対応の実施
- ③ 休暇制度等の運用にあたって、不妊治療に係る個人情報の取扱いに十分留意することが必要。



## 出向者の社会保険の取扱い

このコーナーでは、人事労務管理で問題になるポイントを、社労士とその顧問先の総務部長との会話形式で、分かりやすくお伝えします。

今後、当社の従業員の能力開発を進めるために、取引先の企業に在籍出向をさせたいと考えています。詳細はこれから検討することになりますが、社会保険の取扱いについて教えてください。

**社労士**

わかりました。まず雇用保険については、出向者は出向元企業と出向先企業の双方と雇用関係がありますが、両方で適用されるわけではありません。生計を維持するのに必要な主たる賃金を受けている企業の方で適用します。

**総務部長**

いまのところ、本人には当社から賃金を支給し、出向先企業から当社へ賃金の負担金を支払ってもらう予定です。この場合には、雇用保険は当社のまま加入し続けることになりますね。



そうですね。次に労災保険ですが、実際に出向者が労務提供を行う先で適用となるため、出向先企業で適用します。出向先で被保険者となる手続きは不要ですが、労災保険料は出向先の被保険者として算入することになるため、出向元で出向者の賃金を支払っている場合には、出向先企業に支払った賃金額を連絡し、出向先で出向者の賃金を含めて労災保険料を算出します。



労災事故は実際に働いている現場で起きるため、労務提供を行う出向先で加入するのですね。



その通りです。最後に、健康保険・厚生年金保険は、出向元企業と出向先企業のうち、使用関係があり報酬を支払う企業（一方または双方）で適用を受けます。今回は、自社で賃金を支払う予定ですので、現行のままの適用になります。なお、出向元企業と出向先企業の両者で適用となる場合には、二以上事業所勤務届を提出することになりますので、ご注意ください。



ややこしい手続きになるのですね。



賃金の支払い方等で取扱いが異なってくるため、出向規程で社会保険の取扱いを定め、具体的な出向の内容を出向先企業との出向契約書など書面で取り交わすべきでしょう。



なるほど。以前に、出向規程を作成していたと思いますので、中身を確認してみます。また不明点が出てきたら、相談します。



### 【ワンポイントアドバイス】

- 雇用保険、健康保険・厚生年金保険は、出向元企業・出向先企業の賃金の支払い状況によって適用が異なる。労災保険については、賃金の支払い状況に関わらず、出向者が労務提供を行う企業で適用となる。
- 出向における社会保険の取扱いを出向規程に定め、実際に出向を行う場合には、出向元企業と出向先企業との出向契約書の中で社会保険の取扱いを明確にする。



# 新型コロナによる 休業時の労働者支援の動き

新型コロナウイルス感染症（以下、「新型コロナ」という）については、様々な支援策が設けられているものの、企業が助成金の活用を行わないことにより、本来、労働者が享受できる支援が行き渡らない状況も発生しています。そこで、給付金等を企業を経由せず、直接労働者に給付する仕組みの構築が進んでいます。以下では、大企業のシフト労働者等に対する休業の支援と、小学校等が臨時休業になった際の支援について確認します。



## 1.大企業にも拡大される 休業支援金・給付金

新型コロナウイルス感染症対応休業支援金・給付金（以下、「休業支援金」という）は、当初、新型コロナの影響により事業主が労働者を休業させたものの、休業手当が支払われない中小企業の労働者を対象に、労働者の直接申請により給付が行われるものでした。この対象が大企業で雇用されるシフト労働者等にも拡大されており、労働契約上、労働日が明確でない人としてシフト制、日々雇用、登録型派遣の人についても支給されることになりました。

## 2.直接申請による 小学校休業等対応助成金

小学校休業等対応助成金は、小学校等の臨時休業等に伴い、子どもの世話をを行うため仕事を休まざるを得ない保護者に対して有給（賃金全額支給）の休暇を取得させた事業主が、休暇中に支払った賃金相当額を受給できる制度です。今回、この基本的な考え方は崩

さずに、2020年2月27日から3月31日までの休みについては小学校休業等対応助成金を労働者が直接申請し、2020年4月1日から2021年3月31日までの休みについては、休業支援金の仕組みにより労働者が直接申請することにより給付する運用が開始されました。

支給対象は、以下を満たす必要があります。

- ① 助成金について労働局に労働者から相談があり、労働局から事業主に助成金活用・有給の休暇付与の働きかけを行ったものの、事業主がそれに応じなかつた。
- ② 小学校等の臨時休業等のために仕事を休み、その休んだ日時について、通常通りの賃金等が支払われていない部分がある。
- ③ 小学校休業等対応助成金（個人申請分）および休業支援金の申請にあたって、事業主記載欄の記載や証明書類の提供について、事業主の協力が得られる。
- ④ 2020年4月1日から2021年3月31日までの期間の休業支援金の申請にあたり、その労働者を休業させたとする扱いに事業主が同意する。

都道府県労働局に「小学校休業等対応助成金に関する特別相談窓口」が設けられ、労働者からの相談内容に応じて、企業への特別休暇制度導入・助成金の活用の働きかけ等を行うことになっています。労働者が相談した場合には、労働局から問い合わせが入るため、制度の概要を押さえておきましょう。





2021年5月

# お仕事備忘録

## 1. 自動車税の納付

## 2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

## 3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

## 4. 夏季賞与検討・情報収集

## 5. 障害者雇用納付金の申告

## 6. 健康診断の実施

## 7. 住民税の改定対応

### 1. 自動車税の納付

4月1日現在、自動車（軽自動車を除く乗用車やトラックなど）を保有している場合には、自動車税が課されます。自動車税は軽自動車と異なり、各都道府県に納める税金です。自動車税の納付は各自へ到達される納付書に基づき、5月中において各都道府県の条例で定める日までに納付しなければなりません。保有車両の排気量や用途などにより税額が異なりますが、一部グリーン化税制により税が軽減される場合もあります。

### 2. 申告所得税、個人事業者の消費税の口座からの振替日

新型コロナウイルス感染症の拡大防止の観点から申告・納付等の期限が2021年4月15日に延長されたことに伴い、口座からの振替納付日も以下のように変更されています。ご注意ください。

申告所得税及び復興特別所得税 : 2021年5月31日（月）  
個人事業者の消費税及び地方消費税 : 2021年5月24日（月）

### 3. 雇用調整助成金の特例措置の段階的縮減

現行の特例措置は2021年4月末までとされており、5月以降は、1人あたりの上限日額や助成率が段階的に縮減される予定です。これ以外に地域や業況によって特例措置が適用される場合もありますので、詳しくは厚生労働省のHPで条件を確認するようにしましょう。

### 4. 夏季賞与検討・情報収集

夏季賞与を支給する場合には、賞与の支給額を決めるための準備が必要です。業績や勤務成績などの情報を整理し、人事評価資料の配付などを行いましょう。

### 5. 障害者雇用納付金の申告

2020年4月から2021年3月までの12ヶ月間のうち、常時雇用している労働者数が100人を超える月が5ヶ月以上ある場合、事業主は障害者雇用納付金の申告義務があります。

### 6. 健康診断の実施

春に定期健康診断を実施する企業は、医師・診療機関との最終確認、受診もれ者、追加者がいないかどうかの確認をしましょう。当日やむを得ない事情で受診できない社員は、医師・診療機関へ後日の受診ができるかどうかの確認をし、受診を促します。

なお、事業所単位において常時50名以上の労働者を雇用している場合は「定期健康診断結果報告書」を所轄の労働基準監督署に遅滞なく提出します。

### 7. 住民税の改定対応

来月は特別徴収を行う住民税の改定月です。今月の給与計算を終え最終変更がないことを確認した上で、早めに給与計算ソフトのマスターデータ（住民税の額）を変更しておきましょう。



2021.5

月初のゴールデンウィークの休みがある企業は、稼働日が少ない月となります。効率よく業務を行えるように計画を立てましょう。



日	曜日	六曜	項 目
1	土	仏滅	
2	日	大安	
3	月	赤口 憲法記念日	
4	火	先勝 みどりの日	
5	水	友引 こどもの日 立夏	
6	木	先負	
7	金	仏滅	
8	土	大安	
9	日	赤口	
10	月	先勝	●源泉所得税・復興特別所得税・住民税特別徴収分の納付（4月分）
11	火	友引	
12	水	仏滅	
13	木	大安	
14	金	赤口	
15	土	先勝	
16	日	友引	
17	月	先負	●障害者雇用納付金の申告期限
18	火	仏滅	
19	水	大安	
20	木	赤口	
21	金	先勝 小満	
22	土	友引	
23	日	先負	
24	月	仏滅	●個人事業者の消費税及び地方消費税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）
25	火	大安	
26	水	赤口	
27	木	先勝	
28	金	友引	
29	土	先負	
30	日	仏滅	
31	月	大安	●自動車税の納付 ※都道府県の条例で定める日まで ●健康保険・厚生年金保険料の支払い（4月分） ●所得税及び復興特別所得税の確定申告納付振替日（口座振替の場合）（緊急事態宣言により、4月より期限延長）



社会保険労務士法人「ことのは」の豊田です。

私も前月の弊社山下に倣い昨年の今頃を思い返していましたが、最初に皆様にご挨拶したのが丁度この頃でした。あれから一年……今年は病禍であつという間でしたね。何をしたかと振り返ると、良い意味で習慣になったのは家の筋トレでしょうか。ずっと1時間程度ですが、体を動かした後に社労士試験の勉強に臨んだりなどしています。

試験と言えば、3月に衛生管理者の試験を受け無事に合格したので、この4月から衛生管理者の有資格者になりました。弊事務所は現在8人のため、衛生管理者はもちろん、衛生推進者の選任義務もないのですが、日ごろから職場環境について頑張って考えていこう！などと勝手にやる気を燃やしております。

さて、話は変わって最近のマイブームについて……映画ですよ、映画！緊急事態宣言を受け、東京の映画館は残念ながら閉じられていますが（あんなに換気良いのに……！）、神奈川の映画館は何とかこの蔓延防止措置の中でも無事なので、細々ながらもこの文化の極みの一つを守るために通っています。通う以外にも、最近の勉強の息抜きは専らAmazon Prime や Netflix です。

2020年の映画では、勿論歴代興行収入ランキング第一位を華麗に攫った『劇場版「鬼滅の刃」無限列車編』（何時のか400億円間近とは！）も良かったですが、私の中では日本アカデミー賞の最優秀賞に輝いた『ミッドナイトスワン』が一番でした。中々今まで世の中では日の当たることのなかったトランスジエンダーという所謂セクシャルマイノリティの問題に切り込んだのも、俳優さんそれぞれの体当たりな、それでいて本当に新宿の何処かであの人たちが生きているんじやないかと思わせる自然な演技も、悲しくも美しい一つの人生（ストーリー）を彩る渋谷慶一郎さんの作られたピアノを中心とした繊細な音楽も、全てが良かったです。書いていて思い出し泣きするレベルなんですが！もしまだご覧になっていない方は、取っ付き難い題材かも……と食わず嫌いせずに是非凱旋上映中の劇場へどうぞ。私はBDを買いました。（回し者か？）アニメ映画だと『ヴァイオレット・エヴァーガーデン』も全てが良かったですね……。

2021年は今後も豊作っぽいですが、コロナ禍よ……ッ！今のところ、初放送当時未就学児だったにもかかわらずどこで沼に落ちたやら、『シン・エヴァンゲリオン』を3度観ても未だに全てのエヴァンゲリオンにさようならを告げられていない私がいます。語り出すと長いので割愛しますが、こちらも鶯巣詩郎さんの音楽と言い宇多田ヒカルさんの主題歌『One last kiss』と言い、声優さんの台詞一つ一つと言い、音が全て良いんですがおかげ様でJR西日本宇部線・宇部新川駅の電車の接近メロディが頭から離れません。**重症**です。観た人なら分かるはず。現在の興行収入はようやく80億を超えたようなので、100億に届くようと……5回くらい観れば私も卒業できますかね……？というわけで、今回は映画のお話でした。

来月の編集後記はいよいよNew ComerなKさんが担当します。お楽しみに～！